

特集

平成30年産米の

取扱い方針について

平成30年産米は生産調整制度見直しの最初の年となります。主食用米の過剰作付けから米価下落の懸念がある中で、生産者や集荷団体自らが、需要に応じた米生産に取り組むこととなり、地域、農業、米を取り巻く環境はさらに厳しさを増すことが予想されます。

このような中、平成30年4月にJA新あきたとJA秋田みなみが合併をし、JA秋田なまはげがスタートとなりました。集荷取扱量県内第4位となることから、良質米、需要に応じた作付け誘導と生産指導体制強化を図り、ロット拡大によるメリットを最大限生かした販売対策を進め、「需要に応えられる産地」「選ばれる産地」を柱に、農家所得向上を目指します。

生産対策

良質米生産にむけて「土づくりの推進」「適正な水管理の実践」「高温障害への対策」「カメムシ防除の徹底」を柱に指導し、天候に左右されない安定生産と収量の増収を目指します。

特に1等米比率95%以上の達成は「カメムシ防除」と合わせて、被害の多い地域を中心に指導の強化を図ります。

1. 需要に応えられる多様な作付けの取組み

土壌改良剤投入による「こだわり米」を主体とした作付けを進めながら、外食メーカーや卸業者からの要望に対応した需要に応えられる産地の取組みとして、「めんこいな」「萌えみのり」「ゆみあずさ」等の業務用向けの作付けを提案し、生産拡大を進めます。

2. 「特A」産地への取組み

土壌分析の実施と過去の食味データをもとに地域を絞り込みし、関係機関との連携による「特A」取得に向けた栽培技術指導を進めます。

3. 水田フル活用の推進

(1) 水田フル活用による、加工用米、備蓄米、飼料用米、新市場開拓米などの新規需要米の生産を継続して推進することで農家所得向上に取り組めます。

(2) 加工用米は、県酒造組合をはじめとする醸造用向け米や近年需要が高まっている加工米飯等の需要に応えられる産地としての取組みを今まで以上に強化してまいります。

併せて、醸造用向け「かけ米」として需要の拡大が進んでいる「ぎんさん」の作付けを提案し、面積拡大を進めます。

(3) 米粉用米(秋田63号)については区分管理での作付けに取組み、多収穫栽培技術の普及指導を図り収穫確保を目指します。

(4) 新市場開拓米は、関係機関と連携し新規の販売も検討しながら定着化を目指します。

販売対策

全農を含め卸売業者との結びつきを強化し、複数年契約や収穫前契約、需要に応じた契約栽培等を提案し、安定した需要先の確保を進め、安定生産と確実な販売が結びつける販売活動を強化し、農家所得向上を目指します。目標米取扱数量66万俵。

1. JAと全農の委託契約

農家から積み上げられた委託数量を全農への売渡委託とJAが直接販売する数量を決定した上で、全農と契約します。

2. 独自販売米の取組み

安定的な販売と適正価格確保のため、独自販売米の販売価格は市中相場や店頭販売価格、業務用納品価格を意識しながら、指標価格・特定契約価格を基準とします。

(1) 独自販売米ルール

- ① 独自販売米は、生産者とJAが出荷契約を締結した米穀で、JAが全農県本部に委託しない米穀とし、地産地消・学校給食・こだわり米等を基本とします。
- ② 独自販売米分の概算金等の資金対応、販売代金の回収、事故処理等はJAの責任において行います。

安全・安心対策への取組み

1. 「JA米」の取組みについて

「秋田県本部JA米取扱基本要領」にもとづく管理を徹底します。